

中小業者の営業を破壊し、景気を悪化させる

# 消費税増税に反対する請願署名

## 【請願趣旨】

政府は、東日本大震災と福島原発事故によるかつてない被害からの復興と社会保障の充実を口実に消費税増税を行おうとしています。

生活費に税金をかけ、弱い者に重い負担を押し付ける消費税は、中小業者の経営を脅かし、景気を悪化させ、被災者の生活再建や社会保障の財源に最もふさわしくありません。

税制の大原則は、「生活費に税金をかけない」ことと、「能力に応じて公平に税金を負担する」ことであり、この原則を踏まえた税制によって財源を確保すべきです。

こうした趣旨から、以下のことを請願します。

## 【請願項目】

- 1、消費税増税をしないこと。
- 2、大企業・大資産家に応分の負担を求めること。

氏名	住所

民商・兵庫県商工団体連合会（取扱団体： ）

# 原発から撤退し、 再生可能エネルギーへの 転換を求める請願署名

## 【請願趣旨】

東京電力福島第1原子力発電所の事故は、原発の危険性を明らかにし、多くの住民・中小業者を苦しめています。原発の技術は未完成であり、稼働することによって発生するべく大な放射性物質（死の灰）を安全に処理する技術さえ存在しません。

「地震・津波大国」にもかかわらず、国内に54基もの原発があることによって、全国に取り返しのつかない壊滅的な被害が及ぶ危険性があります。一方、世界では、ドイツ、イタリア、スイスなど、「原発ゼロ」をめざす流れが広がっています。

安全な未来を次代に引き継ぐために、以下の項目を請願します。

## 【請願項目】

- 1、原発からの撤退を決断し、期限を決めて原発「ゼロ」をめざすこと。
- 2、再生可能エネルギーの抜本的拡大を図ること。
- 3、原発被害の完全賠償を東京電力と国の責任で行い、国民にその負担を押しつけないこと。
- 4、放射能の除染と安全確保、仕事・雇用対策に政府が責任を負うこと。

氏名	住所



# 業者婦人の実態調査・所得税法第56条の廃止を求める請願書

【国会請願署名】

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

## 請願趣旨

2011年 月 日

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者86万円、家族50万円です。税法上は、青色申告にすれば、給料を経費にできますが、同じ労働に対して、申告の仕方でも働き分を認めない制度に国連の女性差別撤廃委員からも異議が出されています。

一人ひとりの人権を認めない封建的な『家制度』の名残である56条は、早急に廃止すべきと300余の自治体が国に意見書を上げています。

世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として認め、家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価しています。国会でも経済産業大臣、金融財務大臣が廃止に向け研究、検討すると答弁しており、税法上、社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎をつくるためにも1日も早く廃止して下さい。

いま中小業者は、円高、仕事・売上げ減により、所得200万円以下が44%超と、生きていくこと自体が困難な状況に追い込まれています。2つ、3つの仕事をかけもちして、家業、暮らしを守っているのが実態です。国がこうした実態を調査し、家業で生活できる支援・施策を講じられるよう要望します。

## 【請願項目】

- 1、所得税法第56条を廃止すること
- 2、自営商工業ではたらく業者婦人(女性事業主・女性家族従業者)の実態調査を実施し、支援・施策を講じること

氏名	住所

全商連婦人部協議会 〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13  
TEL03-3987-4391 FAX 03-3988-0820  
兵商連婦人部協議会 〒652-0811 神戸市兵庫区新開地4-4-12  
TEL078-341-0563 FAX 078-341-0885

取扱団体